

特記仕様書

業務名称「居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験 及び詳細設計業務委託」

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、尼崎市（以下「委託者」という）が委託する「居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務委託」（以下「本業務」という）に関し、遵守しなければならない仕様を定めたものである。また、本特記仕様書に記載なきものは、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月1日）（兵庫県県土整備部監修）」によるものとする。本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、その他の関係法令、規制、基準、指針等を遵守し、行うものとする。

第2条 受託者の義務

- 1 受託者は、業務の意図・目的を十分理解すると共に、基準等に適合し、所定の諸要素を満足するよう高度の技術を発揮すること。
- 2 受託者は、常にコンサルタントとしての、中立性を保持すること。
- 3 受託者は、業務の実施にあたり、関連する諸法令を厳守すること。

第3条 提出書類

- 1 受託者は、契約締結後遅滞なく次の書類を作成し、委託者に提出するものとする。
 - (1) 業務着手届
 - (2) 業務工程表
 - (3) 管理技術者届
 - (4) 管理技術者経歴書
 - (5) 照査技術者届
 - (6) 照査技術者経歴書
 - (7) 担当技術者届
 - (8) 担当技術者経歴書
 - (9) 業務計画書
 - (10) その他委託者と協議のうえ、提出すべき書類
- 2 受託者は委託期間完了後、速やかに次の書類を委託者に提出するものとする。
 - (1) 業務完了報告書
 - (2) 照査報告書

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和4年3月31日までとする。

第5条 報告及び検査

- 1 業務実施期間中、受託者は委託者に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
- 2 受託者は、検査・検収等において受託者の責に帰すべき理由により、業務目的が達成されていないと認められた場合、すみやかに訂正・補正その他の措置をすること。

第6条 貸与資料

- 1 本業務を実施するうえで必要な書類（受託者以外の第三者が管理する資料等を含む）は、委託者より受託者が貸与を受けるものとする。
- 2 委託者より資料の貸与を受けた受託者は、借用書を提出しなければならない。
- 3 本業務遂行上、貸与資料の複製が必要な場合は、委託者の承諾を得て行うものとする。
- 4 貸与資料及び複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故がないように管理・取扱いを行うものとし、本業務の完了後または使用済みの場合は、委託者の照合を受け、速やかに返却するものとする。

第7条 手続き

業務実施のため、必要な関係行政機関・その他に対する諸手続きは、受託者において迅速に処理すること。

第8条 成果品の帰属

- 1 受託者は、業務が完了した時は、所定の成果品を完了届と共に提出し、検査を受けること。
- 2 本業務において使用及び作成した成果品等は、全て委託者に帰属し、受託者は委託者の許可なく使用、複製、流用してはならない。

第9条 データ保護管理

- 1 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。
 - (2) データ、プログラム及びこれらの関係書類並びに業務材料（以下「データ等」という。）の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。
 - (3) データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。
 - (4) データ等を委託業務実施目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。
 - (5) データ等の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。
 - (6) 事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。
 - (7) 委託業務従事者に対し、業務委託の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。
 - (8) 委託者が指定する施設、機械器具、備品、電子計算機システム等の滅失、き損等の防止を行うこと。
- 2 委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を実施すること。

第10条 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払とする。

第11条 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項、又は本特記仕様書の内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

第12条 契約不適合

受託者は成果品納入後であっても、受託者の責任に帰すべき契約不適合（目的物の種類、品質等に関して契約の内容に適合しないこと）が発見された場合は、速やかに修正作業を行うものとする。

第13条 法令順守

業務実施にあたっては、法令を遵守すること。

第14条 委託業務内容の変更等

委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額または履行期限を変更する必要がある時は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

第2章 居心地の良い駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務

第15条 業務目的

都市の魅力向上を図るためには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォークアブルな「ひと」中心の空間へ転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが求められている。

本業務では、阪急塚口駅南駅前広場の改良を行うにあたり、令和2年度『阪急塚口駅駅前広場空間整備検討業務委託』を踏まえ、「ひと」中心の空間へと転換するための官民連携による公共空間の利活用に関する社会実験を実施し、その結果を詳細設計へ反映するものである。

第16条 業務内容

1 利用者意向調査の集計及び結果の分析

今後の駅前広場整備の検討に活かすため、駅前広場の利用者を対象に事前に実施したアンケート調査資料（データは貸与）を用い、調査の集計とその結果分析を行う。

- (1) 入力データの集計
- (2) 集計結果の分析と考察

2 公共空間を利活用する担い手育成のための取組の企画と運営支援

駅前広場等の公共空間の利活用を促進するため、その担い手の発掘と育成、相互の連携の強化を目的とした取組について企画し、その運営支援を行う。

- (1) ワークショップなど担い手の発掘と育成のための取組の企画
- (2) 検討された企画内容の運営支援

3 公共空間の利活用に関する社会実験の企画と運営支援

駅前広場等の公共空間の利活用を促進するため、別図1に示す区域（赤枠内）周辺を利用した社会実験の内容を企画し、実施計画の作成と実験の運営支援を行う。社会実験に係る経費は本業務の受託者の負担とする。社会実験の実施時期および方法については、尼崎市との協議を通じて決定する。

- (1) 社会実験の目的とねらいの整理
- (2) 社会実験の実施計画の作成と実施に向けて必要な協議の支援
- (3) 社会実験の設営、撤収等の運営支援

4 阪急塚口駅南駅前広場詳細設計

昨年度業務において定めたゾーニング案、設計方針に基づき、別図2に示す区域（赤枠内）の詳細検討を行い、工事費の積算及び工事の施工において内容が十分に把握できる設計図書の作成を行うものとする。この際、本業務で行われる利用者意向調査の集計結果分析および社会実験の実施結果を踏まえて、必要に応じた設計内容への反映を行う。

なお、阪急塚口駅南駅前広場改良工事については、分割施工を予定しており、今年度下半期発注予定の阪急塚口駅南駅前広場（第1期）道路改良工事範囲については、委託者との協議にて決定するものとする。

(1) 設計計画及び施工計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、委託者に提出するものとする。また、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事を施工するために、必要な施工計画を行うものとする。

(2) 現地踏査

受託者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、構造物等の位置、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面縦断設計

受託者は、平面設計について、貸与データを用いて線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、貸与データを用い、主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m 毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受託者は、貸与データを用い、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 小構造物設計

受託者は、管渠、側溝、街渠、小型用排水路、集水柵、防護柵工等の小構造物を設計するものとし、必要に応じて展開図を作成するものとする。また、社会実験の実施結果を反映させて構造物を設計するものとする。

(6) 用排水設計

受託者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い、排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））及び兵庫県県土整備部小型構造物標準図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(7) 設計図

受託者は、詳細設計図書として、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、構造図、その他詳細図等を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

(8) 数量計算

受託者は、数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。なお、数量計算は、「土木工事数量算出要領（案）」（兵庫県県土整備部・最新版）により行うものとし、算出した結果は、主要技術基準及び「土木工事数量算出要領（案）」（兵庫県県土整備部・最新版）に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

(9) 照査

受託者は、下記に記す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件等、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）等が設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受託者は、業務の成果として、報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

5 打合せ

本業務を円滑に実施するため、受託者と委託者は十分な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿を提出し、相互

に確認できるようにするものとする。

第 17 条 成果

成果については、委託者の指示によるものとし、報告書（データ CD を含む）は、2 部作製すること。データ CD は、全編 PDF 版及びオリジナルデータを納めるものとする。また、今年度下半期発注予定の阪急塚口駅南駅前広場（第 1 期）道路改良工事に備えて、阪急塚口駅南駅前広場詳細設計に係る成果の納入時期については、今後予定している隣接する民間事業者による建替え工事との調整により決定するため、初回の打合せ時に委託者へ指示するものとする。

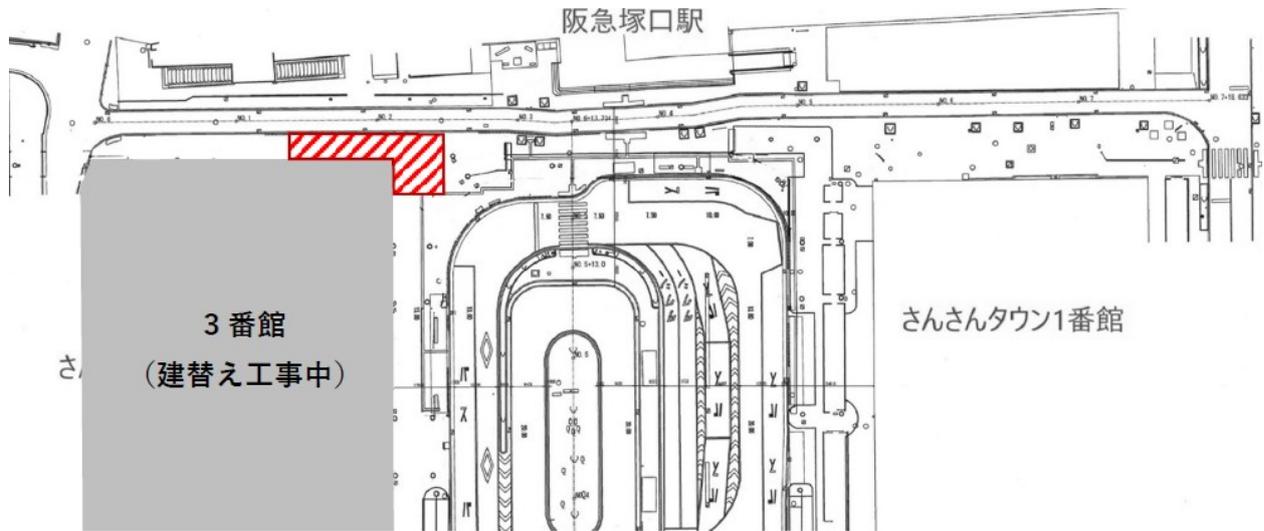
第 18 条 その他

その他不明な点や定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

以 上

別図1

- ・さんさんタウン3番館（建替え工事中）の北東角に隣接する道路敷地



別図2

- ・詳細設計範囲

